

議案第 43 号

つくば市保健センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市保健センター条例の一部を改正する条例

つくば市保健センター条例(昭和63年つくば市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表茎崎保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

茎崎保健センターを茎崎交流センター別館として改修することに伴い、この条例案を提出するものである。

## つくば市保健センター条例（昭和63年つくば市条例第113号）新旧対照表

改正後	改正前																		
第1条（略） （名称及び位置） 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条（略） （名称及び位置） 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 496 445 544">名称</th> <th data-bbox="445 496 1111 544">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 544 445 592">大穂保健センター</td> <td data-bbox="445 544 1111 592">つくば市筑穂一丁目10番地4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 592 445 639">谷田部保健センター</td> <td data-bbox="445 592 1111 639">つくば市谷田部4774番地18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 639 445 687">桜保健センター</td> <td data-bbox="445 639 1111 687">つくば市流星台61番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大穂保健センター	つくば市筑穂一丁目10番地4	谷田部保健センター	つくば市谷田部4774番地18	桜保健センター	つくば市流星台61番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 496 1476 544">名称</th> <th data-bbox="1476 496 2143 544">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 544 1476 592">大穂保健センター</td> <td data-bbox="1476 544 2143 592">つくば市筑穂一丁目10番地4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 592 1476 639">谷田部保健センター</td> <td data-bbox="1476 592 2143 639">つくば市谷田部4774番地18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 639 1476 687">桜保健センター</td> <td data-bbox="1476 639 2143 687">つくば市流星台61番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 687 1476 735"><del>荃崎保健センター</del></td> <td data-bbox="1476 687 2143 735">つくば市小荃320番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大穂保健センター	つくば市筑穂一丁目10番地4	谷田部保健センター	つくば市谷田部4774番地18	桜保健センター	つくば市流星台61番地1	<del>荃崎保健センター</del>	つくば市小荃320番地
名称	位置																		
大穂保健センター	つくば市筑穂一丁目10番地4																		
谷田部保健センター	つくば市谷田部4774番地18																		
桜保健センター	つくば市流星台61番地1																		
名称	位置																		
大穂保健センター	つくば市筑穂一丁目10番地4																		
谷田部保健センター	つくば市谷田部4774番地18																		
桜保健センター	つくば市流星台61番地1																		
<del>荃崎保健センター</del>	つくば市小荃320番地																		
第3条（以下略）	第3条（以下略）																		

## 議案第 43 号

# つくば市保健センター条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市保健部健康増進課

### 制定・改廃の経緯及び内容

荃崎保健センターを市民が利用可能な新たな施設として整備してほしいとの要望があり、令和6年10月から荃崎保健センターの改修工事を行っていた。令和7年9月に改修工事が終わり、市民が利用可能な施設として「荃崎交流センター別館」を設置することに伴い、つくば市保健センター条例から、荃崎保健センターの記載を削除する。

つくば市地域交流センター条例の一部を改正する条例を同時提出

### 他自治体の状況等

特になし。

### 上位計画又は関連計画等

特になし。

### 根拠法令及び関係法令等

地域保健法 第18条(昭和22年9月5日施行)

### 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

保健事業以外にも施設を活用することができる。  
改修工事期間中の健診等の保健事業は、荃崎交流センターで実施しており、今後は、荃崎交流センター別館を使用して実施していく。